

地方独立行政法人京都市産業技術研究所受託研究実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「研究所」という。）が、京都市に事業所を有する中小企業又は中小企業団体等（以下「委託者」という。）から委託を受けて実施する研究について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- (1) 「受託研究」とは、研究所が委託者から委託を受けて実施する研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。ただし、地方独立行政法人京都市産業技術研究所簡易受託研究実施要綱において別に定める簡易受託研究として実施するものを除く。
- (2) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権
 - イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利
 - ウ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権
 - エ 日本国外における本号ア、イ及びウに掲げる各権利に相当する権利
 - オ 秘匿することが可能であつて、かつ、財産的価値を有する技術情報のうち、研究所と委託者が協議して指定したもの（以下「ノウハウ」という。）。
- (3) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- (4) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、プログラム等の使用及び著作権法第21条、第23条、第26条から第28条に規定する権利を行使する行為並びにノウハウの使用をいう。

(委託者)

第3条 受託研究の対象となる委託者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都市に事業所を有する中小企業者及び当該中小企業者を構成員とする中小企業団体等（任意団体を含む。）
- (2) 研究所が、受託研究を遂行することにより、新技術や新製品の開発等の成果が京都市内の中小企業の振興に寄与できると研究所の理事長（以下「理事長」という。）が認めた企業等

(3) 研究所が、受託研究を遂行することにより、研究所の技術の向上が図られる又は新しい知見が得られることにより技術革新に繋がる等と理事長が認めた企業等

(依頼)

第4条 研究所に研究を委託しようとする委託者は、受託研究依頼書(第1号様式)を、理事長に提出しなければならない。

(決定)

第5条 理事長は、前条に規定する受託研究依頼書の提出があったときは、第3条各号に該当することを確認のうえ、受託研究の実施の可否を決定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により受託研究の実施を決定したときは、受託研究実施通知書(第2号様式)により依頼者に通知する。

3 理事長は、第1項の規定により受託研究を実施しないと決定したときは、文書で依頼者に通知しなければならない。

(契約の締結)

第6条 理事長は、前条第1項の規定により受託研究を実施すると決定したときは、速やかに、別に定める受託研究契約書を基本として、受託研究を実施する委託者と受託研究に関する契約を締結しなければならない。

(期間)

第7条 受託研究は、研究を開始した年度から起算して5年を限度として複数年契約を締結することができる。ただし、理事長は、受託研究の進捗状況その他必要があると認められるときは、期限を延長することができるものとする。

(研究経費)

第8条 委託者は、受託研究に要する経費として、別に定める共同研究、受託研究及び簡易受託研究に係る研究経費算定基準に基づく研究経費を負担するものとし、これを理事長が定める期限までに納入しなければならない。

2 理事長は、原則として納入された研究経費を還付しないものとする。

(受託研究の中止又は期間の延長)

第9条 理事長は、天災その他やむを得ない事由があるときは、委託者と協議のうえ、受託研究を中止し、又は研究実施期間を延長することができる。

(契約の解除)

第10条 理事長は、委託者が負担する研究経費を所定の入金期日までに納入せず、催告後30日以内に納入しないときは、受託研究契約を解除することができる。

2 理事長は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは、受託研究契約を解除することができるものとする。

(1) 相手方が受託研究契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき。

(2) 相手方が受託研究契約に違反したとき。

(受託研究の報告)

第11条 理事長は、受託研究終了後、速やかに受託研究の成果を受託研究成果報

告書（第3号様式）を作成し、委託者に提出するものとする。

（研究成果の公表）

第12条 理事長は、受託研究の成果を、委託者と協議のうえ、委託者の業務に支障がないと認められる範囲内で公表することができるものとする。

（知的財産権の取扱い）

第13条 受託研究において発明等が生じた場合における知的財産権は、原則として、別に定める地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員の職務発明等に関する要綱により、研究所又は発明者たる研究所の研究担当者に帰属するものとする。

2 前項にかかわらず、受託研究における発明等に委託者の寄与が認められる場合には、協議により、研究所又は発明者たる研究所の研究担当者及び委託者との共有とすることができる。

（実施契約）

第14条 理事長は、研究所にその全部又は一部が帰属した知的財産権を委託者又は第三者が実施する場合は、実施する者と実施契約を締結し、実施料を徴収するものとする。

2 理事長は、第13条第1項又は第2項の規定により研究所にその全部又は一部が帰属した知的財産権について、委託者又は委託者の指定する者に限り、受託研究が完了した日から5年を超えない範囲内において独占的に実施させることができる。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。

（その他）

第15条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月20日から施行する。

受託研究依頼書

（あて先）地方独立行政法人 京都市産業技術研究所 理事長	年 月 日
依頼者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 〒 ー	依頼者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） 印 電話 ー

地方独立行政法人京都市産業技術研究所受託研究実施要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり受託研究を依頼します。						
研究題目						
研究目的						
研究内容						
実施場所	京都市産業技術研究所〇〇〇グループ					
研究期間	年 月 日から 年 月 日まで					
研究経費	区 分	直接経費	技術料	機器設備料	間接経費	合 計
	依頼者	円	円	円	円	円
依頼理由						
書類送付先	所在地：〒 ー 部署名・担当者名：					

※ 会社概要（ホームページからの抜粋等）を A 4 版で添付すること。

※ 消費税額・地方消費税額を含む金額を記入すること。

受託研究実施通知書

様	京産技第 号 年 月 日
	地方独立行政法人京都市産業技術研究所 理事長 印

年 月 日付けで依頼のあった受託研究について、下記のとおり実施することとしましたので、地方独立行政法人京都市産業技術研究所受託研究実施要綱第5条第2項の規定に基づき通知します。						
研究題目						
研究目的						
研究内容						
実施場所	京都市産業技術研究所〇〇〇グループ					
研究期間	年 月 日から 年 月 日まで					
研究経費	区分	直接経費	技術料	機器設備料	間接経費	合計
	依頼者	円	円	円	円	円
研究所の 研究担当者						

※ 消費税・地方消費税額を含む。

受託研究成果報告書

様	年 月 日
	地方独立行政法人京都市産業技術研究所 理事長 印

年 月 日付で契約した受託研究の成果について、地方独立行政法人京都市産業技術研究所受託研究実施要綱第11条の規定に基づき報告します。	
研究題目	
研究目的	
実施場所	京都市産業技術研究所〇〇〇グループ
研究期間	年 月 日から 年 月 日まで
研究所の 研究担当者	
研究成果概要	(詳細は別紙)
その他	

※ 研究成果については、研究データ、図表等を添付すること。

※ その他は、特許出願等を記入すること。